



# 令和4年11月9日(水)から15日(火)まで 秋季全国火災予防運動を実施します!

## 予防課

消防庁では、空気の乾燥や、暖房器具の使用などにより、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として、「119番の日」である11月9日から15日まで(一部地域を除く。)の7日間にわたり、秋季全国火災予防運動を実施します。

全国火災予防運動は毎年春と秋の2回実施しており、今年度は「お出かけは マスク戸締り 火の用心」を全国統一防火標語とし、消防署や消防本部などで様々な取り組みが行われます。この機会に、防火への正しい知識や技能を身につけ、家族や友人にも声掛けをし、火災の予防に努めましょう。



### 住宅防火対策

令和3年中の住宅火災の件数は総出火件数の約3割ですが、住宅火災による死者数は総死者数1,400人のうち999人と約7割を占めています。住宅火災による死者の発生防止対策をまとめた「住宅防火いのちを守る10のポイント～4つの習慣・6つの対策～」を参考に、身の回りの火災予防対策を確認しましょう。

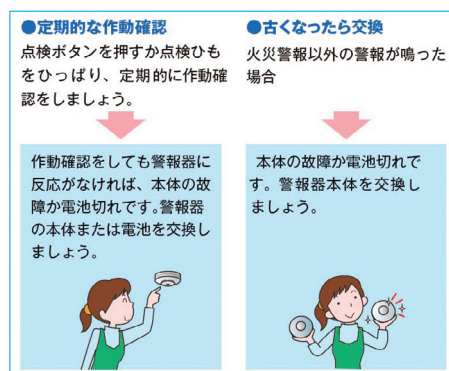
※火災件数等にあつては概数値  
10のポイントはこちらで確認 →



### 住宅用火災警報器(住警器)の維持管理

住宅用火災警報器については、すべての住宅で設置が義務化され、その結果、住宅火災による死者数が減少するなどの効果が現れています。住宅用火災警報器の維持管理に当たっては、今後その多くが設置後10年を迎え、電池切れ等により火災時に適切に作動しなくなることが懸念されています。火災予防運動期間中の点検の実施を行うよう習慣づけ、電池切れや故障が確認された場合は本体を交換しましょう。また、本体交換の際に、付加的

な機能(連動型やCO警報機能付加型など)を併せ持つ機器への交換も推奨しています。



### 地震火災の防止

地震火災を防ぐためには、家具類の転倒防止や安全装置などを備えた火気器具の普及を推進するなどの出火防止対策に加え、住宅用火災警報器、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具などの設置といった火災の早期覚知・初期消火対策、さらには地域の防災訓練や自主防災組織への参加といった、地域ぐるみの防火対策が重要です。

### たばこ火災の防止

この秋季全国火災予防運動に合わせて、「たばこ火災防止キャンペーン」(一般社団法人日本たばこ協会主催)も実施されます。「たばこ」を原因とした火災で多くの死者が発生しています。喫煙者の方は絶対に寝たばこはせず、ご家族に喫煙者がいる方は、寝たばこをしないよう声掛けをしましょう。



問い合わせ先  
消防庁予防課  
TEL: 03-5253-7523